



2019年度

地方公営企業法の適用に向けた実務

共催：総務省

公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に立った経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが求められます。

このため、これまで平成27年総務大臣通知で地方公営企業法の適用を要請されていた人口3万人以上の団体における簡易水道・下水道に加え、人口3万人未満の簡易水道・下水道及び集落排水・浄化槽についても適用するよう、平成31年1月の総務大臣通知で要請されているところです。

本研修では、このような背景のもと、講義や演習を通して、次のような項目を学びます。

- 1 地方公営企業の制度概要及び最近の動向
- 2 地方公営企業会計適用の意義及び効果
- 3 地方公営企業法の適用に関する手続き及び先行事例
- 4 固定資産台帳の作成、発生主義、複式簿記による予算、決算の作成及び消費税の経理処理

開催要領

日程

2019年7月3日(水)～7月5日(金) (3日間)

場所

全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分

対象

地方公営企業法(財務規定等)を適用していない下水道事業や簡易水道事業等の地方公営企業担当職員
3日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。

募集人数

50人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください。
なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。

宿泊

研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。

経費

10,500円 左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食2回、昼食3回、夕食2回)、資料等にかかる費用です。
なお、事前準備・事前学習にかかる費用は含まれておりません。

申込期限

2019年5月20日(月)まで

申込方法

JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申し込みください。
[Web申込み]が難しい場合は、受講申込書によりFAXでも受け付けています。
※受講申込書はJIAMホームページの書類様式集(<https://www.jiam.jp/doc/>)にも掲載しております。

受講決定

受講の可否については、開講日の約1か月前までに通知をお送りします。
経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。

事前課題

研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

● 問い合わせ先 ●

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL. 077-578-5932 FAX. 077-578-5906

[e-mail] kenshu@jiam.jp [ホームページ] <https://www.jiam.jp>

2019年 7月3日(水)

11:00 ~

入寮受付・昼食

12:30 ~

開講・オリエンテーション

13:00 ~ 14:10

講義 地方公営企業等の現状と課題

総務省自治財政局公営企業課長 山越 伸子 氏

地方公営企業の制度や全体的な経営状況、経営改革の動向などについて学びます。

14:25 ~ 15:35

**講義 地方公営企業法の適用に関する
マニュアルの改訂版について**

総務省自治財政局公営企業課 経営企画係長 鈴木 識都 氏

「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の改訂版に基づき、公営企業会計を適用するにあたり押さえておくべきポイントについて学びます。

15:50 ~ 17:00

講義 地方公営企業法適用と経営改革

北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員、福岡県田川市参与、平成29年度総務省地方公営企業等経営アドバイザー 遠藤 誠作 氏

人口3万人未満の市町村が経営する公営企業に対し、法適化を要請する大臣通知が出ました。取組期間は5年です。独立採算による経営が無理な小規模事業までなぜ法適用しなければならないか納得できない方が多いと聞きます。そこで、今日、小規模事業になぜ法適用させるのか、法適用でどう変わるのか、変わらなければいけないのか、公営企業会計を導入する理由、それを使った経営改善、さらには公営企業の経営改革について学びます。

17:30 ~

交流会

夕食を兼ねて、ともに学ぶ受講者同士の親睦(情報交換・交流)を深めます。

2019年 7月4日(木)

9:25 ~ 12:00

講義 簿記原理/地方公営企業会計基準(予算・決算)

EY新日本有限責任監査法人大阪事務所 シニアマネージャー・公認会計士 石橋 幸登 氏

発生主義・複式簿記による仕訳や予算及び決算書として作成する貸借対照表・損益計算書等の財務諸表の作成方法等、地方公営企業会計基準の基本原則についてお話しいただきます。

13:00 ~ 17:00

演習 固定資産台帳/財務諸表作成演習

EY新日本有限責任監査法人大阪事務所 シニアマネージャー・公認会計士 石橋 幸登 氏

演習により、仕訳、固定資産台帳、財務諸表を作成することで、地方公営企業会計に関する理解を深めていただきます。

17:00 ~

課外学習

2019年 7月5日(金)

9:25 ~ 10:35

演習 固定資産台帳、財務諸表作成演習まとめ

EY新日本有限責任監査法人大阪事務所 シニアマネージャー・公認会計士 石橋 幸登 氏

前日の演習結果を総括し、正確な財務諸表作成のための手法、財務諸表を活用した経営状況の読み取り方についてお話しいただきます。

10:50 ~ 12:00

講義 公営企業の消費税の経理処理について

EY税理士法人 シニアマネージャー・税理士 阿比留 亮 氏

地方公営企業の消費税の経理処理及び申告業務の基本ポイントについてお話しいただくとともに、特定収入の使途特定の検討や軽減税率の対応等についてもお話しいただきます。

13:00 ~ 14:10

事例紹介 地方公営企業法の適用に向けた取り組みについて

兵庫県香美町上下水道課 副課長 森垣 文裕 氏

香美町(人口約17,800人)の下水道事業(7事業)に地方公営企業法を適用(簡易水道事業と同時)した取組みと、法適用後の事務内容等についてお話しいただきます。

14:10 ~ 14:40

ふりかえり、研修アンケート記入、閉講

●今年度JIAMでは、地方公営企業部局を対象とした3研修を開催予定です。3研修には次のような違いがあります。申し込みに当たっての参考にしてください。詳細については、JIAM教務部までお問い合わせください。

研修名	研修期間	経験	レベル	対象部局	募集開始
地方公営企業経営の基本 ～財務会計と新経営手法～	2019年6月12日(水)～14日(金)	問わない	初任者向け	地方公営企業法を適用または任意適用しているすべての地方公営企業部局	3月18日(月)
	(内容) 地方公営企業の基本的な制度概要や最新動向に関する知識を習得する。 新地方公営企業会計基準に基づく財務諸表作成に関する講義、演習を通じて理解を深める。 新たな経営手法による経営戦略について、討議を通して理解する。				
地方公営企業法の適用に向けた実務	2019年7月3日(水)～5日(金)	問わない	初任者向け	今後法適用をめざす下水・簡易水道等部局	3月29日(金)
	(内容) 地方公営企業法の適用に向けた手続き等に関する知識を習得する。 地方公営企業会計における複式簿記等日常の会計処理に必要な事務能力を習得する。				
これからの地方公営企業経営戦略	2019年9月4日(水)～9月6日(金)	主として1年以上在籍し、財務諸表作成経験のある方	中～上級者向け	地方公営企業法を適用または任意適用しているすべての地方公営企業部局	6月25日(火)※
	(内容) 地方公営企業の経営戦略の策定、経営分析と経営改革手法について学ぶ。				

※募集開始日は変更になる可能性があります。

● 研修内容については、都合により変更になることがありますので、予めご了承ください。なお、研修についての最新情報は、JIAMホームページをご覧ください。

JIAMメールマガジンのお知らせ

当研修所では、メールマガジンを発行しています。各研修に関する最新情報などを定期的にお知らせします。ぜひご登録ください。読者登録は、JIAMホームページで受け付けています。